

○学校法人東海大学寄附行為

(制定 昭和26年3月7日)

改訂	昭和27年4月1日	昭和32年4月1日	昭和33年4月1日	昭和34年4月1日
	昭和36年4月1日	昭和37年4月1日	昭和38年4月1日	昭和39年4月1日
	昭和40年4月1日	昭和41年4月1日	昭和42年4月1日	昭和43年4月1日
	昭和44年4月1日	昭和46年4月1日	昭和47年4月1日	昭和48年4月1日
	昭和49年4月1日	昭和52年4月1日	昭和54年4月1日	昭和54年12月11日
	昭和54年12月22日	昭和55年1月7日	昭和55年1月8日	昭和55年3月26日
	昭和57年1月16日	昭和57年3月26日	昭和58年3月24日	昭和59年3月19日
	昭和60年1月25日	昭和60年11月20日	昭和60年11月27日	昭和60年12月25日
	昭和61年3月12日	昭和61年12月23日	昭和62年12月23日	平成元年12月22日
	平成2年3月19日	平成2年6月1日	平成2年12月21日	平成3年4月23日
	平成5年3月8日	平成5年3月19日	平成5年6月1日	平成6年8月12日
	平成6年12月21日	平成7年3月16日	平成8年3月25日	平成8年4月1日
	平成10年4月1日	平成10年12月22日	平成11年4月1日	平成11年4月30日
	平成11年10月7日	平成11年10月22日	平成11年12月22日	平成12年4月1日
	平成12年5月24日	平成12年6月30日	平成12年12月21日	平成13年2月27日
	平成13年4月1日	平成13年9月13日	平成14年4月1日	平成14年5月29日
	平成14年8月27日	平成14年11月12日	平成15年4月1日	平成15年5月28日
	平成15年6月3日	平成15年6月26日	平成15年11月27日	平成16年4月1日
	平成16年6月1日	平成16年11月30日	平成17年4月1日	平成18年3月24日
	平成18年4月1日	平成18年6月1日	平成18年7月20日	平成18年9月8日
	平成18年11月30日	平成19年4月1日	平成19年6月1日	平成20年4月1日
	平成20年6月1日	平成20年9月22日	平成20年10月15日	平成21年4月1日
	平成21年6月1日	平成21年10月1日	平成22年4月1日	平成22年9月16日
	平成23年2月1日	平成23年4月1日	平成24年2月22日	平成24年4月1日
	平成24年6月1日	平成24年11月13日	平成25年4月1日	平成25年6月1日
	平成25年11月12日	平成26年1月15日	平成26年2月1日	平成26年6月1日
	平成27年3月9日	平成27年4月1日	平成27年6月1日	平成27年11月24日
	平成28年2月1日	平成28年4月1日	平成28年6月1日	平成28年7月13日
	平成28年8月25日	平成29年2月1日	平成29年4月1日	平成29年6月1日
	平成30年4月1日	平成30年6月1日	平成30年9月26日	平成31年1月10日
	令和2年4月1日	令和3年6月1日	令和3年7月5日	令和3年8月27日
	令和3年11月1日			

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東海大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番2号に置く。

第2章 使命及び目的

(使命)

第3条 この法人は、創立者の精神を受け継ぎ、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を育てることにより、調和のとれた文明社会を建設することを使命とする。

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び国内外の関係諸法令等に従い、前条の使命を果たすため、この法人が築いてきた歴史と伝統を礎とし、次の各号を体现することを目的とする。

- (1) [教育] 地球市民として未来を創造していく人材を育成する学園
- (2) [研究] 人類の恒久平和と福祉の向上に寄与する研究を推進する学園
- (3) [連携] 教育・研究の成果を広く社会へ還元する開かれた学園
- (4) [教職員] 多様な人材が対話と協働を通して挑戦し続ける学園
- (5) [組織文化] 思いやりと温かな心をもって全ての人々に関わる学園

2 削除

3 この法人が、海外での事業を適正に行うための諸事項を定めた規程を、別途設ける。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次の学校を設置する。

(1) 東海大学

情報理工学部	情報科学科	コンピュータ応用工学科
工 学 部	電気電子工学科	光・画像工学科 原子力工学科 生命化学科 応用化学科 材料科学科 建築学科 土木工学科 航空宇宙 学科 動力機械工学科 機械工学科 精密工学科 医用生体 工学科
文 学 部	文明学科	アジア文明学科 ヨーロッパ文明学科 アメリカ文 明学科 日本文学科 文芸創作学科 広報メディア学科 心理・社会学科 英語文化コミュニケーション学科 歴史学科 北欧学科
文化社会学部	アジア学科	ヨーロッパ・アメリカ学科 北欧学科 文芸創作 学科 広報メディア学科 心理・社会学科
政治経済学部	政治学科	経済学科 経営学科
法 学 部	法律学科	
海 洋 学 部	水産学科	海洋生物学科 海洋文明学科 環境社会学科 海洋地球科学科 航海工学科
理 学 部	数学科	物理学科 化学科 情報数理学科
体 育 学 部	体育学科	競技スポーツ学科 武道学科 生涯スポーツ学科 スポーツ・レジャーマネジメント学科
教 養 学 部	人間環境学科	芸術学科 国際学科
健 康 学 部	健康マネジメント学科	
医 学 部	医学科	看護学科
健康科学部	社会福祉学科	

経営学部 経営学科 観光ビジネス学科
 国際文化学部 地域創造学科 国際コミュニケーション学科
 デザイン文化学科
 情報通信学部 情報メディア学科 組込みソフトウェア工学科
 経営システム工学科 通信ネットワーク工学科
 基盤工学部 電気電子情報工学科 医療福祉工学科
 農学部 応用植物科学科 応用動物科学科 バイオサイエンス学科
 観光学部 観光学科
 生物学部 生物学科 海洋生物科学科
 児童教育学部 児童教育学科
 大学院 工学研究科 海洋学研究科 理学研究科 文学研究科 政治学
 研究科 芸術学研究科 体育学研究科 経済学研究科 医学研
 究科 法学研究科 健康科学研究科 人間環境学研究科 総合
 理工学研究科 地球環境科学研究科 生物科学研究科 農学研
 究科 情報通信学研究科 生物学研究科

- (2) 東海大学医療技術短期大学
看護学科
- (3) 東海大学付属浦安高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (4) 東海大学付属望星高等学校
(通信制の課程) 普通科
- (5) 東海大学付属高輪台高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (6) 東海大学付属相模高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (7) 東海大学付属熊本星翔高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (8) 東海大学付属諏訪高等学校
(全日制の課程) 普通科 理数科
- (9) 東海大学付属札幌高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (10) 東海大学付属福岡高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (11) 東海大学付属大阪仰星高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (12) 東海大学付属市原望洋高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (13) 東海大学付属静岡翔洋高等学校
(全日制の課程) 普通科
- (14) 東海大学付属静岡翔洋高等学校中等部
- (15) 東海大学付属浦安高等学校中等部

- (16) 東海大学付属相模高等学校中等部
- (17) 東海大学付属高輪台高等学校中等部
- (18) 東海大学付属大阪仰星高等学校中等部
- (19) 東海大学付属静岡翔洋小学校
- (20) 認定こども園 東海大学付属静岡翔洋幼稚園
- (21) 認定こども園 東海大学付属本田記念幼稚園
- (22) 認定こども園 東海大学付属自由ヶ丘幼稚園
- (23) 認定こども園 東海大学付属かもめ幼稚園

第3章 総長及び副総長

(総長及び副総長)

第6条 この法人に、総長を置く。

2 総長は、建学の精神及び教育の理念を継承するため、この法人の設置する学校の教育を総理する。

3 総長の職務を補佐するため、副総長若干名を置くことができる。

(総長及び副総長の選任)

第7条 総長及び副総長は、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により選任する。総長及び副総長の職を解任するときも、同様とする。

(総長及び副総長の任期)

第8条 総長及び副総長の任期は、4年とする。ただし、再選されることができる。

2 任期満了前に総長又は副総長が欠けたとき、その後任として選任された総長又は副総長の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(総長職務の代理等)

第9条 総長が事故あるとき、又は欠けたときは、副総長が、総長及び副総長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた理事がその職務を代理し、又は代行する。

2 前項において副総長が2人以上の場合は、あらかじめ理事会において定められた順位に従って総長の職務を代理し、又は代行する。

3 第1項及び前項に定める総長職務の代理等は、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により選任する。

第4章 役員

(役員)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上21人以内

(2) 監事 2人以上4人以内

(理事長)

第11条 理事のうち1人を理事長とし、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

(副理事長)

第12条 理事のうち1人又は2人を副理事長とすることができる。

2 副理事長は、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

(常務理事)

第13条 理事長及び副理事長を除く理事のうち、若干名を常務理事とすることができる。

2 常務理事は、理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の選任)

第14条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の総長又は学校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)の職にある者のうちから、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により選任した者 1人又は2人

ただし、学校長の職にある者のうちから必ず1人選任するものとする。

(2) 評議員のうちから、評議員会において候補者を選出し、理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により選任した者 8人以上10人以内

(3) 学識経験者、教学経験者又は有識者のうちから、理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により選任した者 6人以上9人以内

2 前項第1号の規定により就任した理事が総長、学校長の職を離れたとき、又は同項第2号の規定により評議員のうちから選任された理事が評議員の地位から離れたときは、それぞれ理事の職を失うものとする。

3 理事を選任するに当たっては、選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

4 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長が事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が、理事長及び副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた理事がその職務を代理し、又は代行する。

2 前項において副理事長が2人の場合は、あらかじめ理事会において定められた順位に従って理事長の職務を代理し、又は代行する。

3 第1項及び前項に定める理事長職務の代理等は、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により選任する。

(監事の選任)

第17条 監事は、理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

以外の者でなければならない。

- 3 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 4 監事を選任するに当たっては、選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 5 監事が再任される場合において、当該監事がその最初の選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前条第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員親族制限)

第19条 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

(役員任期)

第20条 理事及び監事の任期は、就任の日を起算日とし、就任後4年以内に終了する最終の会計年度の決算を承認する理事会終結時までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、第14条第2項に該当するとき、又は任期満了後、後任者が選任されるまで、なおその職務(理事長、副理事長、常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員)の補充)

第21条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任及び退任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上出席した理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員)の報酬)

第23条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任)の免除)

第24条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因及び職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任)限定契約)

第25条 理事(理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金290万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第26条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。ただし、第18条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 4 理事会は、理事長が招集する。

- 5 理事長は、理事現在数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の成立及び議決方法)

第27条 理事会は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 5 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第28条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、第30条に定める常務理事会に委任することができる。

(議事録)

第29条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 3 議事録には、議長及び出席した理事(第27条第2項に基づき書面により意思表示をした理事を除く。)のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 4 出席した理事(第27条第2項に基づき書面により意思表示をした理事を除く。)から議事録の記載について疑義があった場合には、その申し出に基づいて次の理事会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

(常務理事会)

第30条 この法人に、理事長、副理事長及び常務理事をもって組織する、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会の運営に関する事項については、別に定める。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人における理事経験者、特別功労者又はこの法人に顕著な功績のあった者のうちから理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事会の諮問に答える。
- 4 顧問は、理事長が必要と認めるとき、この法人の重要な事項について、理事長の諮問に答える。
- 5 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第6章 評議員会

(評議員の選任)

第32条 この法人に、評議員会を置き、次に掲げる評議員をもって組織し、定員39人以上46人以内とする。

- (1) この法人の職員で理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により選任した者 11人又は12人
 - (2) この法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む。)を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により選任した者 9人以上11人以内
 - (3) 学識経験者、教学経験者又は有識者のうちから、理事現在数の3分の2以上出席した理事会の議決により選任した者 19人以上23人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員がこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、就任の日を起算日とし、就任後2年以内に終了する最終の会計年度の決算を報告する評議員会終結時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、前条第2項に該当するとき、又は任期満了後、後任者が選任されるまで、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第34条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(議長)

第35条 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

(評議員会の招集)

第36条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会は、定例会及び臨時会とし、定例会は、毎年2回以上これを招集する。
- 3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき招集し、又は評議員現在数の3分の1以上の評

議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(評議員会の成立及び議決方法)

第37条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

5 私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

6 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 議長は、評議員会の開催の場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員(第37条第2項に基づき書面により意思表示をした評議員を除く。)のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 出席した評議員(第37条第2項に基づき書面により意思表示をした評議員を除く。)から議事録の記載について疑義があった場合には、その申し出に基づいて次の評議員会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

(諮問事項)

第39条 次の事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 削除
- (10) 寄付金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第40条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第41条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則の規定に基づくものとする。
- 3 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第43条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第44条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第45条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、学生・生徒等納付金収入及び手数料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第46条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第47条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年を設定周期として、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 この法人は、第1項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第48条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第49条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（資産総額の変更登記）

第50条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第51条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 削除

（種類）

第52条 削除

第9章 解散及び合併

（解散）

第53条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第54条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第10章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第56条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第11章 補則

(書類及び帳簿の備付及び閲覧)

第57条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 監査報告書
- (2) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 寄附行為
- (4) 役員及び評議員の履歴書
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証ひょう書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

第58条 この法人は、前条第1項及び第2項の第1号から第3号に掲げる書類について、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第59条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、第2条に規定する事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第61条 この寄附行為の施行についての細則並びにこの法人及びこの法人の設置する学校の管理並びに運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月7日）から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 濱 田 成 徳
理 事 小 船 井 敬 吉
理 事 生 源 寺 順
理 事 落 合 太 郎

理事 安 藝 皎 一
理事 山 本 正 治
理事 鈴 木 要 二
理事 篠 原 登
理事 足 利 惇 氏
監事 平 山 温
監事 渡 邊 房太郎

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 27 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 32 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 33 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 34 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 36 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 37 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 38 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 39 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 40 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 41 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 42 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 43 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 44 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 46 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 47 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 48 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 49 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 52 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 54 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 54 年 12 月 11 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 54 年 12 月 22 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 55 年 1 月 7 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 55 年 1 月 8 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 55 年 3 月 26 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 57 年 1 月 16 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 57 年 3 月 26 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 58 年 3 月 24 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 59 年 3 月 19 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 60 年 1 月 25 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 60 年 11 月 20 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 60 年 11 月 27 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 60 年 12 月 25 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 61 年 3 月 12 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 61 年 12 月 23 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 62 年 12 月 23 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年 12 月 22 日）から施行する。

付 則
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 2 年 3 月 19 日）から施行する。

平成2年3月12日 文部大臣認可のこの寄附行為は、合併登記が完了した日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年4月23日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月8日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から施行する。

付 則

平成5年3月2日 文部大臣認可のこの寄附行為は、合併登記が完了した日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年8月12日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年3月16日）から施行する。

付 則

平成8年1月26日 文部大臣認可のこの寄附行為は、合併登記が完了した日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年3月25日）から施行する。

付 則

（施行期日）

平成9年7月31日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

（東海大学海洋学部船舶工学科の存続に関する経過措置）

東海大学海洋学部船舶工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

付 則

（施行期日）

平成10年6月15日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

（九州東海大学工学部機械工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置）

九州東海大学工学部機械工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

（施行期日）

平成10年7月7日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

平成 10 年 12 月 1 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 4 月 30 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 10 月 7 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 10 月 22 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から施行する。

付 則

（施行期日）

平成 11 年 5 月 26 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（東海大学海洋学部海洋工学科の存続に関する経過措置）

東海大学海洋学部海洋工学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

（施行期日）

平成 11 年 10 月 7 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（北海道東海大学工学部電子情報工学科と海洋開発工学科並びに東海大学短期大学部情報・ネットワーク学科第一部の存続に関する経過措置）

北海道東海大学工学部電子情報工学科と海洋開発工学科並びに東海大学短期大学部情報・ネットワーク学科第一部は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 3 号並びに第 4 号の規定にかかわらず平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 5 月 24 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 6 月 30 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 12 月 21 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 2 月 27 日）から施行する。

付 則

（施行期日）

平成 12 年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（東海大学工学部金属材料工学科、生産機械工学科、精密機械工学科と文学部英文学科、史学科、北欧文学科と教養学部生活学科及び東海大学短期大学部商経学科第一部の存続に関する経過措置）

東海大学工学部金属材料工学科、生産機械工学科、精密機械工学科と文学部英文学科、史学科、北欧文学科と教養学部生活学科及び東海大学短期大学部商経学科第一部は、改訂

後の寄附行為第4条第1項第1号及び第4号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年9月13日）から施行する。

付 則

（施行期日）

平成13年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（東海大学第二工学部電気工学科と建設工学科の存続に関する経過措置）

東海大学第二工学部電気工学科と建設工学科は、改訂後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年5月29日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年8月27日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年11月12日）から施行する。

付 則

（施行期日）

平成14年12月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

（東海大学短期大学部生活科学科と商経学科の存続に関する経過措置）

東海大学短期大学部生活科学科と商経学科は、改訂後の寄附行為第4条第1項第4号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

平成14年12月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

平成15年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成15年5月28日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成15年6月3日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成15年6月26日から施行する。

付 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

付 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(東海大学開発工学部素材工学科，体育学部社会体育学科及び東海大学医療技術短期大学第一看護学科の存続に関する経過措置)

東海大学開発工学部素材工学科，体育学部社会体育学科及び東海大学医療技術短期大学第一看護学科は，改訂後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定にかかわらず平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

付 則

この寄附行為は，平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は，文部科学大臣認可の日（平成 16 年 11 月 30 日）から施行する。

付 則

(施行期日)

この寄附行為は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(九州東海大学工学部宇宙地球情報工学科の存続に関する経過措置)

九州東海大学工学部宇宙地球情報工学科は，改訂後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

付 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 3 月 24 日）から施行する。

付 則

(施行期日)

この寄附行為は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(東海大学電子情報学部情報科学科，情報メディア学科，経営システム工学科，コンピュータ応用工学科，エレクトロニクス学科，コミュニケーション工学科，電気電子工学科，工学部応用理学科，海洋学部地球環境工学科，マリンデザイン工学科，海洋土木工学科，水産学科，航海工学科及び第二工学部情報システム学科，建築デザイン学科，機械工学科の存続に関する経過措置)

東海大学電子情報学部情報科学科，情報メディア学科，経営システム工学科，コンピュータ応用工学科，エレクトロニクス学科，コミュニケーション工学科，電気電子工学科，工学部応用理学科，海洋学部地球環境工学科，マリンデザイン工学科，海洋土木工学科，水産学科，航海工学科及び第二工学部情報システム学科，建築デザイン学科，機械工学科は，改訂後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

付 則

この寄附行為は，平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 7 月 20 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 9 月 8 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 11 月 30 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（東海大学連合大学院（九州東海大学・北海道東海大学との連合）理工学研究科，地球環境科学研究科，生物科学研究科の存続に関する経過措置）

東海大学連合大学院（九州東海大学・北海道東海大学との連合）理工学研究科，地球環境科学研究科，生物科学研究科は，改訂後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず，平成 20 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

付 則

この寄附行為は，平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 9 月 22 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 10 月 15 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は，平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

この寄附行為は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（東海大学工学部エネルギー工学科の存続に関する経過措置）

東海大学工学部エネルギー工学科は，改訂後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

付 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 9 月 16 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は，平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 2 月 22 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 11 月 13 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 11 月 12 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 1 月 15 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 3 月 9 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 11 月 24 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 7 月 13 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 8 月 25 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 30 年 9 月 26 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 31 年 1 月 10 日）から施行する。

付 則

（施行期日）

令和 2 年 3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理事の選任及び評議員の選任に関する経過措置）

理事の選任に係る改訂後の寄附行為第14条第1項及び第2項，評議員の選任に係る同第32条第1項及び第2項は，改訂後それぞれの最初の改選時から施行されるものとする。

付 則

この寄附行為は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和 3 年 7 月 5 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 3 年 8 月 27 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。